

病児保育利用料を助成します

県内の病児保育を利用した方に対して、利用料の**一部を助成**します。

病児保育とは

保護者が仕事等の都合で、病気治療中のお子さまを家庭で育児できない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設において一時的に保育を行うもの。

■ 助成対象者

津久見市内に住所を有する保護者

■ 助成内容

1日利用時 **500 円**

半日利用時 **300 円**

☆生活保護世帯及び市民税非課税世帯は無料

☆利用回数の上限はありません。



■ 助成の手続き

利用した月の翌月から **1年以内**に下記の書類を社会福祉課に提出してください。

- (1) 津久見市病児保育利用支援事業補助金交付申請書（実績報告書）
- (2) 津久見市病児保育利用支援事業補助金交付請求書
- (3) 病児保育利用の領収書

■ 申請の流れ



☎ お問い合わせ

☎ 0972-82-9519 / お問い合わせフォーム

e-mail tsu-fukushi@city.tsukumi.lg.jp

担当課：津久見市 社会福祉課 子育て支援班



お問い合わせフォーム



市ホームページ